

改正後	現行	備考	差分
自動継続期日指定定期貯金規定	自動継続期日指定定期貯金規定		
1 取扱店の範囲	1. (取扱店の範囲)		変更
(1) 期日指定定期貯金（以下、「この貯金」といいます。）の預入れ、解約または書替継続は当店で取 り扱います。ただし、通帳の場合は 2 件目以降の預入れは当店のほか、当組合のどこの店舗でも取 扱います。	(1) 期日指定定期貯金（以下、「この貯金」といいます。）の預入れ、解約または書替継続は当店で取扱 います。ただし、通帳の場合は 2 件目以降の預入れは当店のほか、当組合のどこの店舗でも取扱いま す。		変更
(2) 定期作成機能のある現金自動預入支払機における総合口座通帳での預入れおよび定期通帳での 2 件目以降の預入れは、当店のほか、一部を除き、当組合の他の本・支店（所）および当組合が提携 した県内の農業協同組合において取り扱うとともに、総合口座通帳での預入れは、一部を除き、当 組合が提携した県外の農業協同組合においても取り扱います。	(2) 定期作成機能のある現金自動預入支払機における総合口座通帳での預入れおよび定期通帳での 2 件目以降の預入れは、当店のほか、一部を除き、当組合の他の本・支店（所）および当組合が提携し た県内の農業協同組合において取扱うとともに、総合口座通帳での預入れは、一部を除き、当組合が 提携した県外の農業協同組合においても取扱います。		変更
2 預入最低金額	2. (預入最低金額)		変更
この貯金の預入れは、1 円以上とします。ただし、現金自動預入支払機での預入れは、30,000 円以上 とします。	この貯金の預入れは、1 円以上とします。ただし、現金自動預入支払機での預入れは、30,000 円以上 とします。		変更
3 自動継続	3. (自動継続)		変更
(3) 継続を停止するときは、最長預入期限（継続をしたときはその最長預入期限）の前営業日までに その旨を当店に申し出てください。	(3) 継続を停止するときは、最長預入期限（継続をしたときはその最長預入期限）の前営業日までにそ の旨を当店に申出てください。		追加
4 貯金の支払時期等	4. (貯金の支払時期等)		変更
(1) この貯金は、次に定める満期日以後に支払います。	(1) この貯金は、次に定める満期日以後に支払います。		
a 満期日の指定があったときは、指定された日を満期日とします。満期日は、この貯金の全部ま たは一部について、預入日の 1 年後の応当日（通帳または証書記載の据置期間満了日。継続をし たときはその継続日の 1 年後の応当日）から最長預入期限までの間の任意の日を指定すること ができます。満期日を指定するときは、当店にその 1 か月前までに通知をしてください。この貯金 の一部について満期日を定めるときは、1 万円以上の金額で指定してください。	① 満期日の指定があったときは、指定された日を満期日とします。満期日は、この貯金の全部ま たは一部について、預入日の 1 年後の応当日（通帳または証書記載の据置期間満了日。継続をし たときはその継続日の 1 年後の応当日）から最長預入期限までの間の任意の日を指定すること ができます。満期日を指定するときは、当店にその 1 か月前までに通知をしてください。この貯金 の一部について満期日を定めるときは、1 万円以上の金額で指定してください。		変更
b 継続停止の申し出があり満期日の指定がないとき（次項により満期日の指定はなかったものと したときを含みます。）は、最長預入期限を満期日とします。継続停止の申し出があった後、この 貯金の一部が解約されたときの残りの金額について満期日の指定のないときも同様とします。	② 継続停止の申出があり満期日の指定がないとき（次項により満期日の指定はなかったものと したときを含みます。）は、最長預入期限を満期日とします。継続停止の申出があった後、この貯金 の一部が解約されたときの残りの金額について満期日の指定のないときも同様とします。		変更
(2) 指定された満期日から 1 か月経過しても解約されなかったときは、満期日の指定はなかったもの とします。指定された満期日から 1 か月以内に最長預入期限が到来したときも同様とします。	(2) 指定された満期日から 1 か月経過しても解約されなかったときは、満期日の指定はなかったもの とします。指定された満期日から 1 か月以内に最長預入期限が到来したときも同様とします。		変更
(3) 継続停止の申し出のない場合、この貯金の一部が解約されたときはその残りの金額について、ま た、前項により満期日の指定がなかったものとされたときは貯金の全部について、引続き自動継続の 取扱いをします。	(3) 継続停止の申出のない場合、この貯金の一部が解約されたときはその残りの金額について、また、 前項により満期日の指定がなかったものとされたときは貯金の全部について、引続き自動継続の取扱 いをします。		追加

改正後	現行	備考	差分
5 証券類の受入れ	5. (証券類の受入れ)		変更
(1) 小切手その他の証券類を受 け 入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。 ただし、2027年2月1日以降他金融機関を支払人および支払場所とする手形または小切手は受け入れません。	(1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。		追加
(2) 受 け 入れた証券類が不渡りとなったときは貯金になりません。不渡りとなった証券類は、この貯金が通帳扱いのときは、この貯金の通帳の当該受入れの記載を取 り 消したうえ、この貯金が証書扱いのときは、この貯金の証書と引換えに、受入店で返却します。	(2) 受入れた証券類が不渡りとなったときは貯金になりません。不渡りとなった証券類は、この貯金が通帳扱いのときは、この貯金の通帳の当該受入れの記載を取消したうえ、この貯金が証書扱いのときは、この貯金の証書と引換えに、受入店で返却します。		追加
6 利息	6. (利息)		変更
(1) この貯金の利息は、継続日（解約するときは解約時）に預入日から最長預入期限（解約するときは満期日）の前日までの日数（以下、「約定日数」といいます。）および次の預入期間に応じた利率によって 1 年複利の方法で計算します。	(1) この貯金の利息は、継続日（解約するときは解約時）に預入日から最長預入期限（解約するときは満期日）の前日までの日数（以下、「約定日数」といいます。）および次の預入期間に応じた利率によって 1 年複利の方法で計算します。		変更
a 1 年以上 2 年未満 通帳または証書記載の「 2 年未満」の利率	① 1 年以上 2 年未満 通帳または証書記載の「 2 年未満」の利率		変更
b 2 年以上 通帳または証書記載の「 2 年以上」の利率（以下、「 2 年以上利率」といいます。）	② 2 年以上通帳または証書記載の「 2 年以上」の利率（以下、「 2 年以上利率」といいます。）		変更
(3) 継続をする場合の利息は、あらかじめ指定された方法によって、継続日に次のとおり支払います。	(3) 継続をする場合の利息は、あらかじめ指定された方法によって、継続日に次のとおり支払います。		
a 現金にて受 け 取る場合（ b の方法により、指定口座に入金できなかった場合を含みます。）は、当組合所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して、この通帳または証書とともに提出してください。	① 現金にて受取る場合（ 第2号 の方法により、指定口座に入金できなかった場合を含みます。）は、当組合所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して、この通帳または証書とともに提出してください。		変更
b 指定口座へ入金します。	② 指定口座へ入金します。		変更
c 元金に組 み 入れて継続します。	③ 元金に組入れて継続します。		変更
(4) 指定された満期日から 1 か月以内に解約する場合または継続を停止した場合の利息は、満期日以後にこの貯金とともに支払います。なお、満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数について解約日または書替継続日における普通貯金の利率によって計算し、この貯金とともに支払います。	(4) 指定された満期日から 1 か月以内に解約する場合または継続を停止した場合の利息は、満期日以後にこの貯金とともに支払います。なお、満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数について解約日または書替継続日における普通貯金の利率によって計算し、この貯金とともに支払います。		変更
(5) 第 7 条第 1 項により満期日前に解約する場合および第 7 条第 5 項の規定により解約する場合には、その利息は、預入日（継続をしたときは最後の継続日）から解約日の前日までの日数について、次の預入期間に応じた利率（小数点第 4 位以下は切 り 捨てます。）によって 1 年複利の方法により計算し、この貯金とともに支払います。	(5) 第 7 条第 1 項により満期日前に解約する場合および第 7 条第 5 項の規定により解約する場合には、その利息は、預入日（継続をしたときは最後の継続日）から解約日の前日までの日数について、次の預入期間に応じた利率（小数点第 4 位以下は切捨てます。）によって 1 年複利の方法により計算し、この貯金とともに支払います。		変更
a 6 か月未満・・・・・・・・・・解約日における普通貯金の利率	① 6 か月未満・・・・・・・・・・解約日における普通貯金の利率		変更
b 6 か月以上 1 年未満・・・・・・ 2 年以上利率×40％	② 6 か月以上 1 年未満・・・・・・ 2 年以上利率×40％		変更
c 1 年以上 1 年 6 か月未満・・・・・ 2 年以上利率×50％	③ 1 年以上 1 年 6 か月未満・・・・ 2 年以上利率×50％		変更
d 1 年 6 か月以上 2 年未満・・・・ 2 年以上利率×60％	④ 1 年 6 か月以上 2 年未満・・・・ 2 年以上利率×60％		変更

改正後	現行	備考	差分
e 2年以上2年6か月未満・・2年以上利率×70％	⑤ 2年以上2年6か月未満・・2年以上利率×70％		変更
f 2年6か月以上3年未満・・2年以上利率×90％	⑥ 2年6か月以上3年未満・・2年以上利率×90％		変更
(6) この貯金の付利単位は1円とし、1年を 365 日として日割で計算します。	(6) この貯金の付利単位は1円とし、1年を 365 日として日割で計算します。		変更
7 貯金の解約、書替継続	7. (貯金の解約、書替継続)		変更
(4) 前3項の解約または書替継続の手続きに加え、当該貯金の解約または書替継続を受けることについて正当な権限を有することを確認するため当組合所定の本人確認資料の提示等の手続きを求めることがあります。この場合、当組合が必要と認めるときは、この確認ができるまでは解約または書替継続を行いません。	(4) 前3項の解約または書替継続の手続に加え、当該貯金の解約または書替継続を受けることについて正当な権限を有することを確認するため当組合所定の本人確認資料の提示等の手続を求めることがあります。この場合、当組合が必要と認めるときは、この確認ができるまでは解約または書替継続を行いません。		変更
(5) この貯金は、a、b(a)から(f)およびc(a)から(e)のいずれにも該当しない場合に利用することができ、a、b(a)から(f)またはc(a)から(e)の一にでも該当する場合には、当組合はこの貯金の開設をお断りするものとします。また、次の各号の一にでも該当し、貯金者との取引を継続することが不適切である場合には、当組合はこの取引を停止し、または解約の通知をすることによりこの貯金を解約することができるものとします。	(5) この貯金は、第1号、第2号AからFおよび第3号AからEのいずれにも該当しない場合に利用することができ、第1号、第2号AからFまたは第3号AからEの一にでも該当する場合には、当組合はこの貯金の開設をお断りするものとします。また、次の各号の一にでも該当し、貯金者との取引を継続することが不適切である場合には、当組合はこの取引を停止し、または解約の通知をすることによりこの貯金を解約することができるものとします。		変更
a 貯金者が貯金開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合	① 貯金者が貯金開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合		変更
b 貯金者が、次のいずれかに該当したことが判明した場合	② 貯金者が、次のいずれかに該当したことが判明した場合		変更
(a) 暴力団	A 暴力団		変更
(b) 暴力団員	B 暴力団員		変更
(c) 暴力団準構成員	C 暴力団準構成員		変更
(d) 暴力団関係企業	D 暴力団関係企業		変更
(e) 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等	E 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等		変更
(f) その他前各号に準ずる者	F その他前各号に準ずる者		変更
c 貯金者が、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合	③ 貯金者が、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合		変更
(a) 暴力的な要求行為	A 暴力的な要求行為		変更
(b) 法的な責任を超えた不当な要求行為	B 法的な責任を超えた不当な要求行為		変更
(c) 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為	C 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為		変更
(d) 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当組合の信用を毀損し、または当組合の業務を妨害する行為	D 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当組合の信用を毀損し、または当組合の業務を妨害する行為		変更
(e) その他前各号に準ずる行為	E その他前各号に準ずる行為		変更
8 届出事項の変更、通帳・証書の再発行等	8. (届出事項の変更、通帳・証書の再発行等)		変更

新旧対照表		系統内限	
改正後	現行	備考	差分
(1) 通帳・証書や印章を失ったとき、または、印章、名称、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって当店に届 <u>け</u> 出てください。	(1) 通帳・証書や印章を失ったとき、または、印章、名称、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって当店に届出てください。		追加
9__成年後見人等の届出	<u>9.__(成年後見人等の届出)__</u>		変更
(1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始されたときには、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって当店に届 <u>け</u> 出てください。貯金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様にお届けください。	(1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始されたときには、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって当店に届出てください。貯金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様にお届けください。		追加
(2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされたときには、直ちに任意後見人の氏名その他必要な事項を書面によって当店に届 <u>け</u> 出てください。	(2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされたときには、直ちに任意後見人の氏名その他必要な事項を書面によって当店に届出てください。		追加
(3) すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けているとき、または任意後見監督人の選任がされているときにも、前 2 項と同様に、当店に届 <u>け</u> 出てください。	(3) すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けているとき、または任意後見監督人の選任がされているときにも、前 2 項と同様に、当店に届出てください。		変更
(4) 前 3 項の届出事項に取消 <u>し</u> または変更等が生じたときにも同様に、直ちに書面によって当店に届 <u>け</u> 出てください。	(4) 前 3 項の届出事項に取消または変更等が生じたときにも同様に、直ちに書面によって当店に届出てください。		変更
(5) 前 4 項の届出の前に生じた損害については、当組合は責任を負いません。	(5) 前 4 項の届出の前に生じた損害については、当組合は責任を負いません。		変更
10__印鑑照合	<u>10.__(印鑑照合)__</u>		変更
定期貯金解約申込書、定期貯金書替継続申込書、払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取 <u>り</u> 扱いましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当組合は責任を負いません。なお、盗取された通帳・証書を用いて行われた不正な支払いの額に相当する金額について、次条により補てんを請求することができます。	定期貯金解約申込書、定期貯金書替継続申込書、払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当組合は責任を負いません。なお、盗取された通帳・証書を用いて行われた不正な支払いの額に相当する金額について、次条により補てんを請求することができます。		追加
11__盗難通帳・証書による払戻し等	<u>11.__(盗難通帳・証書による払戻し等)__</u>		変更
(1) 盗取された通帳・証書を用いて行われた不正な払戻し（以下、本条において「当該払戻し」といいます。）については、次の各号のすべてに該当する場合、貯金者は当組合に対して当該払戻しの額に相当する金額およびこれに付帯する約定利息ならびに手数料に相当する金額の補てんを請求することができます。	(1) 盗取された通帳・証書を用いて行われた不正な払戻し（以下、本条において「当該払戻し」といいます。）については、次の各号のすべてに該当する場合、貯金者は当組合に対して当該払戻しの額に相当する金額およびこれに付帯する約定利息ならびに手数料に相当する金額の補てんを請求することができます。		
a 通帳・証書の盗難に気づいてからすみやかに、当組合への通知が行われていること	① 通帳・証書の盗難に気づいてからすみやかに、当組合への通知が行われていること		変更
b 当組合の調査に対し、貯金者より十分な説明が行われていること	② 当組合の調査に対し、貯金者より十分な説明が行われていること		変更
c 当組合に対し、捜査機関に被害届を提出していることその他の盗取されたことが推測される事実を確認できるものを示していること	③ 当組合に対し、捜査機関に被害届を提出していることその他の盗取されたことが推測される事実を確認できるものを示していること		変更
(2) 前項の請求がなされた場合、当該払戻しが貯金者の故意による場合を除き、当組合は、当組合へ通知が行われた日の 30 日（ただし、当組合に通知することができないやむをえない事情があることを貯金者が証明した場合は、30 日にその事情が継続している期間を加えた日数とします。）前の日以降になされた払戻しの額に相当する金額およびこれに付帯する約定利息ならびに手数料に相当する金	(2) 前項の請求がなされた場合、当該払戻しが貯金者の故意による場合を除き、当組合は、当組合へ通知が行われた日の 30 日（ただし、当組合に通知することができないやむをえない事情があることを貯金者が証明した場合は、30 日にその事情が継続している期間を加えた日数とします。）前の日以降になされた払戻しの額に相当する金額およびこれに付帯する約定利息ならびに手数料に相当する金額		変更

改正後	現行	備考	差分
額（以下、「補てん対象額」といいます。）を前条本文にかかわらず補てんするものとします。ただし、当該払戻しが行われたことについて、当組合が善意かつ無過失であり、かつ、貯金者に過失（重過失を除 き <u>ます</u> 。）があることを当組合が証明した場合は、当組合は補てん対象額の 4 <u>分</u> の 3 <u>に</u> 相当する金額を補てんするものとします。	（以下、「補てん対象額」といいます。）を前条本文にかかわらず補てんするものとします。ただし、当該払戻しが行われたことについて、当組合が善意かつ無過失であり、かつ、貯金者に過失（重過失を除 く 。）があることを当組合が証明した場合は、当組合は補てん対象額の 4 <u>分</u> の 3 <u>に</u> 相当する金額を補てんするものとします。		
(3) 前 2 <u>第2</u> 項の規定は、第 1 <u>第1</u> 項にかかる当組合への通知が、通帳・証書が盗取された日（通帳・証書が盗取された日が明らかでないときは、盗取された通帳・証書を用いて行われた不正な払戻しが最初に行われた日。）から、 2 <u>第2</u> 年を経過する日後に行われた場合には、適用されないものとします。	(3) 前 2 <u>第2</u> 項の規定は、第 1 <u>第1</u> 項にかかる当組合への通知が、通帳・証書が盗取された日（通帳・証書が盗取された日が明らかでないときは、盗取された通帳・証書を用いて行われた不正な払戻しが最初に行われた日。）から、 2 <u>第2</u> 年を経過する日後に行われた場合には、適用されないものとします。		<u>変更</u>
(4) 第 2 <u>第2</u> 項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当することを当組合が証明した場合には、当組合は補てんしません。	(4) 第 2 <u>第2</u> 項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当することを当組合が証明した場合には、当組合は補てんしません。		<u>変更</u>
a 当該払戻しが行われたことについて当組合が善意かつ無過失であり、かつ、次のいずれかに該当すること	① 当該払戻しが行われたことについて当組合が善意かつ無過失であり、かつ、次のいずれかに該当すること		<u>変更</u>
(a) 当該払戻しが貯金者の重大な過失により行われたこと	A 当該払戻しが貯金者の重大な過失により行われたこと		<u>変更</u>
(b) 貯金者の配偶者、二親等内の親族、同居の親族その他の同居人、または家事使用人によって行われたこと	B 貯金者の配偶者、二親等内の親族、同居の親族その他の同居人、または家事使用人によって行われたこと		<u>変更</u>
(c) 貯金者が、被害状況についての当組合に対する説明において、重要な事項について偽りの説明を行ったこと	C 貯金者が、被害状況についての当組合に対する説明において、重要な事項について偽りの説明を行ったこと		<u>変更</u>
b 通帳・証書の盗取が、戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乘じまたはこれに付随して行われたこと	② 通帳・証書の盗取が、戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乘じまたはこれに付随して行われたこと		<u>変更</u>
(5) 当組合が当該貯金について貯金者に払戻しを行っている場合には、この払戻しを行った額の限度において、第 1 <u>第1</u> 項に 基 <u>もと</u> づく補てんの請求には応じることはできません。また、貯金者が、当該払戻しを受けた者から損害賠償または不当利得返還を受けた場合も、その受けた限度において同様とします。	(5) 当組合が当該貯金について貯金者に払戻しを行っている場合には、この払戻しを行った額の限度において、第 1 <u>第1</u> 項に もと <u>と</u> づく補てんの請求には応じることはできません。また、貯金者が、当該払戻しを受けた者から損害賠償または不当利得返還を受けた場合も、その受けた限度において同様とします。		<u>変更</u>
(6) 当組合が第 2 <u>第2</u> 項の規定に 基 <u>もと</u> づき補てんを行った場合に、当該補てんを行った金額の限度において、当該貯金にかかる払戻請求権は消滅します。	(6) 当組合が第 2 <u>第2</u> 項の規定に もと <u>と</u> づき補てんを行った場合に、当該補てんを行った金額の限度において、当該貯金にかかる払戻請求権は消滅します。		<u>変更</u>
(7) 当組合が第 2 <u>第2</u> 項の規定により補てんを行ったときは、当組合は、当該補てんを行った金額の限度において、盗取された通帳・証書により不正な払戻しを受けた者その他の第三者に対して貯金者が有する損害賠償請求権または不当利得返還請求権を取得するものとします。	(7) 当組合が第 2 <u>第2</u> 項の規定により補てんを行ったときは、当組合は、当該補てんを行った金額の限度において、盗取された通帳・証書により不正な払戻しを受けた者その他の第三者に対して貯金者が有する損害賠償請求権または不当利得返還請求権を取得するものとします。		<u>変更</u>
12__譲渡、質入れの禁止	12. <u>__</u> (譲渡、質入れの禁止) <u>__</u>		<u>変更</u>
13__通知等	13. <u>__</u> (通知等) <u>__</u>		<u>変更</u>
14__保険事故発生時における貯金者からの相殺	14. <u>__</u> (保険事故発生時における貯金者からの相殺) <u>__</u>		<u>変更</u>
(1) 第 4 <u>第4</u> 条 1 <u>第1</u> 項にかかわらず、この貯金は、満期日が未到来であっても、当組合に農水産業協同組合貯金保険法の定める保険事故が生じた場合には、当組合に対する借入金等の債務と相殺する場合に限	(1) 第 4 <u>第4</u> 条 1 <u>第1</u> 項にかかわらず、この貯金は、満期日が未到来であっても、当組合に農水産業協同組合貯金保険法の定める保険事故が生じた場合には、当組合に対する借入金等の債務と相殺する場合に限り		<u>変更</u>

改正後	現行	備考	差分
り当該相殺額について期限が到来したものとして、相殺することができます。なお、この貯金に、貯金者の当組合に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当組合に対する債務で貯金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。	当該相殺額について期限が到来したものとして、相殺することができます。なお、この貯金に、貯金者の当組合に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当組合に対する債務で貯金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。		
(2) 前項により相殺する場合には、次の手続きによるものとします。	(2) 前項により相殺する場合には、次の手続きによるものとします。		
a 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充当の順序方法を指定のうえ、通帳または証書は直ちに当組合に提出してください。ただし、この貯金で担保される債務がある場合には、当該債務 から相殺されるものとします。また、この貯金で担保される 債務が第三者の当組合に対する債務である場合には、 <u>貯金者の保証債務から相殺されるものとします。</u>	① 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充当の順序方法を指定のうえ、通帳または証書は直ちに当組合に提出してください。ただし、この貯金で担保される債務がある場合には、当該債務 または当該 債務が第三者の当組合に対する債務である場合には貯金者の保証債務から相殺されるものとします。		変更
b 前号の充当の指定のない場合には、当組合の指定する順序方法により充当いたします。	② 前号の充当の指定のない場合には、当組合の指定する順序方法により充当いたします。		変更
c a による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当組合は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。	③ 第1号 による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当組合は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。		変更
(3) 第 1 項により相殺する場合の利息等については、次のとおりとします。	(3) 第 1 項により相殺する場合の利息等については、次のとおりとします。		変更
a この貯金の利息の計算については、その期間を相殺通知が当組合に到達した日の前日までとして、利率は約定利率を適用するものとします。	① この貯金の利息の計算については、その期間を相殺通知が当組合に到達した日の前日までとして、利率は約定利率を適用するものとします。		変更
b 借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当組合に到達した日までとして、利率、料率は当組合の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取扱いについては当組合の定めによるものとします。	② 借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当組合に到達した日までとして、利率、料率は当組合の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取扱いについては当組合の定めによるものとします。		変更
(4) 第 1 項により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続きについて別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当組合の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。	(4) 第 1 項により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続きについて別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当組合の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。		変更
15 <u>休眠預金等活用法にかか</u> る異動事由	15. <u>(休眠預金等活用法に係る異動事由)</u>		変更
当組合は、この貯金について、以下の事由を「 <u>民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律</u> 」(以下、「休眠預金等活用法」とい います 。)に 基 づく異動事由として取り扱います。	当組合は、この貯金について、以下の事由を民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律 (以下「休眠預金等活用法」とい う 。)に もと づく異動事由として取り扱います。		変更
a 引出し、預入れ、振込 み の受入れ、振込みによる払出し、口座振替その他の事由により貯金額に異動があったこと (当組合からの利子の支払 い に かか るものを除きます。)	① 引出し、預入れ、振込の受入れ、振込みによる払出し、口座振替その他の事由により貯金額に異動があったこと (当組合からの利子の支払に 係 るものを除きます。)		変更
b 貯金者等 (休眠預金等活用法第 2 条第 3 項に定義される貯金者のほか相続人等の貯金等に かか る債権を有する者を指し、以下、「 <u>貯金者等</u> 」とい います 。) から、この貯金について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと (この貯金が休眠預金等活用法第 3 条第1項に 基 づく公告 (以下、本項において「公告」とい います 。)の対象となっている場合に限りま す 。)	② 貯金者等 (休眠預金等活用法第 2 条第 3 項に定義される貯金者のほか相続人等の貯金等に 係 る債権を有する者を指し、以下貯金者等とい います 。) から、この貯金について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと (この貯金が休眠預金等活用法第 3 条第1項に もと づく公告 (以下、本項において「公告」とい います 。)の対象となっている場合に限りま す 。)		変更
(a) 公告の対象となる貯金であるかの該当性	A 公告の対象となる貯金であるかの該当性		変更
(b) 貯金者等が公告の前の休眠預金等活用法に 基 づく通知を受け取る住所地	B 貯金者等が公告の前の休眠預金等活用法に もと づく通知を受け取る住所地		変更

改正後	現行	備考	差分
c 貯金者等からの申し出に 基 づく通帳または証書の発行、記帳もしくは繰越があったこと	③ 貯金者等からの申し出に もと づく通帳または証書の発行、記帳もしくは繰越があったこと		変更
d 貯金者等からの申し出に 基 づく自動継続貯金の継続中止登録があったこと	④ 貯金者等からの申し出に もと づく自動継続貯金の継続中止登録があったこと		変更
16 __ 休眠預金等活用法に かか る最終異動日等	16. __ (休眠預金等活用法に 係 る最終異動日等)		変更
(1) この貯金について、休眠預金等活用法における最終異動日等とは、次に掲げる日の最も遅い日をいうものとします。	(1) この貯金について、休眠預金等活用法における最終異動日等とは、次に掲げる日の最も遅い日をいうものとします。		
a 第 15 条に掲げる異動が最後にあった日	① 第 15 条に掲げる異動が最後にあった日		変更
b 将来における貯金に かか る債権の行使が期待される事由として次項で定めるものについては、貯金に かか る債権の行使が期待される日として次項において定める日	② 将来における貯金に 係 る債権の行使が期待される事由として次項で定めるものについては、貯金に 係 る債権の行使が期待される日として次項において定める日		変更
c 当組合が貯金者等に対して休眠預金等活用法第 3 条第 2 項に定める事項の通知を発した日。ただし、当該通知が貯金者等に到達した場合または当該通知を発した日から 1 か月を経過した場合（ 1 か月を経過する日または当組合があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が貯金者等の意思によらないで返送されたときを除 きます 。）に限ります。	③ 当組合が貯金者等に対して休眠預金等活用法第 3 条第 2 項に定める事項の通知を発した日。ただし、当該通知が貯金者等に到達した場合または当該通知を発した日から 1 か月を経過した場合（ 1 か月を経過する日または当組合があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が貯金者等の意思によらないで返送されたときを除 く 。）に限ります。		変更
d この貯金が休眠預金等活用法第 2 条第 2 項に定める預金等に該当することとなった日	④ この貯金が休眠預金等活用法第 2 条第 2 項に定める預金等に該当することとなった日		変更
(2) 第 1 項 b において、将来における貯金に かか る債権の行使が期待される事由とは、次の各号に掲げる事由のみをいうものとし、貯金に かか る債権の行使が期待される日とは、当該各号に掲げる事由に応じ、当該各号に定める日とします。	(2) 第 1 項 第 2 号 において、将来における貯金に 係 る債権の行使が期待される事由とは、次の各号に掲げる事由のみをいうものとし、貯金に 係 る債権の行使が期待される日とは、当該各号に掲げる事由に応じ、当該各号に定める日とします。		変更
a 預入期間、計算期間または償還期間の末日（自動継続扱いの貯金にあっては、初回満期日）	① 預入期間、計算期間または償還期間の末日（自動継続扱いの貯金にあっては、初回満期日）		変更
b 初回の満期日後に次に掲げる事由が生じた場合 当該事由が生じた期間の満期日	② 初回の満期日後に次に掲げる事由が生じた場合 当該事由が生じた期間の満期日		変更
(a) 第 15 条に掲げる異動事由	A 第 15 条に掲げる異動事由		変更
(b) 当組合が貯金者等に対して休眠預金活用法第 3 条第 2 項に定める事項の通知を発したこと。ただし、当該通知が貯金者等に到達した場合または当該通知を発した日から 1 か月を経過した場合（ 1 か月を経過する日または当組合があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が貯金者等の意思によらないで返送されたときを除 き ます 。）に限ります。	B 当組合が貯金者等に対して休眠預金等活用法第 3 条第 2 項に定める事項の通知を発したこと。ただし、当該通知が貯金者等に到達した場合または当該通知を発した日から 1 か月を経過した場合（ 1 か月を経過する日または当組合があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が貯金者等の意思によらないで返送されたときを除 く 。）に限ります。		変更
c 法令、法令に 基 づく命令もしくは措置または契約により、この貯金について支払 い が停止されたこと 当該支払停止が解除された日	③ 法令、法令に もと づく命令もしくは措置または契約により、この貯金について支払が停止されたこと 当該支払停止が解除された日		変更
d この貯金について、強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分（その例による処分を含みます。）の対象となったこと 当該手続 き が終了した日	④ この貯金について、強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分（その例による処分を含みます。）の対象となったこと 当該手続が終了した日		変更
e 法令または契約に 基 づく振込 み の受入れ、口座振替その他の入出金が予定されていること、または予定されていたこと（ただし、当組合が入出金の予定を把握することができるものに限ります。） 当該入出金が行われた日または入出金が行われないことが確定した日	⑤ 法令または契約に もと づく振込の受入れ、口座振替その他の入出金が予定されていること、または予定されていたこと（ただし、当組合が入出金の予定を把握することができるものに限ります。） 当該入出金が行われた日または入出金が行われないことが確定した日		変更

新旧対照表		系統内限	
改正後	現行	備考	差分
17__休眠預金等代替金に関する取扱い	17.__(休眠預金等代替金に関する取扱い)__		変更
(1) この貯金について長期間お取引がない場合、休眠預金等活用法に <u>基</u> づきこの貯金に <u>かかる</u> 債権は消滅し、貯金者等は、預金保険機構に対する休眠預金等代替金債権を有することになります。	(1) この貯金について長期間お取引がない場合、休眠預金等活用法に <u>もと</u> づきこの貯金に <u>係</u> る債権は消滅し、貯金者等は、預金保険機構に対する休眠預金等代替金債権を有することになります。		変更
(2) 前項の場合、貯金者等は、当組合を通じてこの貯金に <u>かかる</u> 休眠預金等代替金債権の支払 <u>い</u> を請求することができます。この場合において、当組合が承諾したときは、貯金者等は、当組合に対して有していた貯金債権を取得する方法によって、休眠預金等代替金債権の支払 <u>い</u> を受けることができます。	(2) 前項の場合、貯金者等は、当組合を通じてこの貯金に <u>係</u> る休眠預金等代替金債権の支払を請求することができます。この場合において、当組合が承諾したときは、貯金者等は、当組合に対して有していた貯金債権を取得する方法によって、休眠預金等代替金債権の支払を受けることができます。		変更
(3) 貯金者等は、第 <u>1</u> 項の場合において、次に掲げる事由が生じたときは、休眠預金等活用法第 <u>7</u> 条第 <u>2</u> 項による申 <u>し</u> 出および支払 <u>い</u> の請求をすることについて、あらかじめ当組合に委任します。	(3) 貯金者等は、第 <u>1</u> 項の場合において、次に掲げる事由が生じたときは、休眠預金等活用法第 <u>7</u> 条第 <u>2</u> 項による申出および支払の請求をすることについて、あらかじめ当組合に委任します。		変更
<u>a</u> この貯金に <u>かかる</u> 休眠預金等代替金の支払 <u>い</u> を目的とする債権に対する強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分（その例による処分を含みます。）が行われたこと	<u>①</u> この貯金に <u>係</u> る休眠預金等代替金の支払を目的とする債権に対する強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分（その例による処分を含みます。）が行われたこと		変更
(4) 当組合は、次の各号に掲げる事由を満たす場合に限り、貯金者等に代わって第 <u>3</u> 項による休眠預金等代替金の支払 <u>い</u> を請求することを約します。	(4) 当組合は、次の各号に掲げる事由を満たす場合に限り、貯金者等に代わって第 <u>3</u> 項による休眠預金等代替金の支払を請求することを約します。		変更
<u>a</u> 当組合がこの貯金に <u>かかる</u> 休眠預金等代替金について、預金保険機構から支払等業務の委託を受けていること	<u>①</u> 当組合がこの貯金に <u>係</u> る休眠預金等代替金について、預金保険機構から支払等業務の委託を受けていること		変更
<u>b</u> 前項に <u>基</u> づく取扱いを行う場合には、貯金者等が当組合に対して有していた貯金債権を取得する方法によって支払うこと	<u>②</u> 前項に <u>もと</u> づく取扱いを行う場合には、貯金者等が当組合に対して有していた貯金債権を取得する方法によって支払うこと		変更
(5) 本条については、休眠預金等活用法に <u>基</u> づきこの貯金に <u>かかる</u> 債権が消滅したことに伴い、本契約の解除をした場合であっても存続するものとします。	(5) 本条については、休眠預金等活用法に <u>もと</u> づきこの貯金に <u>係</u> る債権が消滅したことに伴い、本契約の解除をした場合であっても存続するものとします。		変更
18__規定の変更等	18.__(規定の変更等)__		変更
以 上	以 上		
<u>(2026 年 10 月 1 日現在)</u>			追加